

「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」

企画コンペ実施要領

令和6年4月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
さんりく結婚応援支援事業業務一式
- (2) 募集する企画提案の内容
資料2「業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託予定額
3,289千円以内（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であることとする。（単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。）

また、共同提案する場合は代表者を定め、たうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する可能性があること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)に定める期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当室課

〒026-0043 岩手県釜石市新町 6 番 50 号

岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部福祉課

TEL:0193-25-2713 FAX:0193-25-2294 e-mail:BI0002@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」
→ 「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案書作成要領

資料 4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

ア 受付期間 令和 6 年 4 月 10 日（水）午後 5 時まで

イ 受付場所 上記「3 (1) 担当室課」に同じ。

ウ 提出方法 【様式 1】「実施要領等に関する質問票」に記入のうえ、原則、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、原則、電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめ、県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日 令和 6 年 4 月 15 日（月）

(4) 参加資格の確認

企画コンペ参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 様式2 企画コンペ参加資格確認申請書
- (イ) 様式3 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績（パンフレット等でも可）

イ 提出期限

令和6年4月18日（木）午後5時（必着）

- ・ 上記「3(1) 担当室課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ※ 郵送の場合は、期日までに担当課に必着のこと。

ウ 確認結果

確認結果は、令和6年4月23日（火）までに郵送により書面で通知する。

エ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者または参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画コンペ審査日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下のとおり提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時（必着）

ウ 提出先及び提出方法

- ・ 上記「3(1) 担当室課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等在中」の旨を朱書きし、「3(6)イ 提出期限」までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。
- ・ 企画提案書等は、提出後の追加、修正、差し替えは認めないこととする。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「1(4) 委託予定額」を超えないものとする。
- ・ 提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有権、保有者等から承諾を得ること。

(7) 企画提案の無効

上記「3(4)エ 留意事項」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）または第94条（虚偽表示）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

- ア コンペ参加予定者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画コンペ審査に参加しない場合は、審査開始日の前日までに、【様式4】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「3(1) 担当室課」まで持参又は郵送により提出しなければならない（必着）。
- イ 「3(8)ア」によりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1(4) 委託予定額」の上限額を超えた場合は、審査の対象とはしないものとする。

(2) 審査委員会の開催

- ア 開催日時・場所 日時：令和6年5月9日（木）～15日（水）のいずれか1日
場所：釜石地区合同庁舎
※ 正式決定後、別途通知する。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
なお、追加資料等の提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、上記「3(4) 参加資格の確認」に掲げる書類の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は1者当たり30分（事前準備5分、説明15分、質問10分）を予定する（ただし、都合により、1者あたりの時間を変更する場合があること）。
- ・ 参加者が3者を超える場合には、審査委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された3者により、審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
なお、参加者が3者以下であった場合には、一次審査は行わないこととする。
また、一次審査により上位3者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

なお、受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案書等の内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに参加者に郵送により書面で通知するものとする。

ウ 「4(3)ア」の契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行うものとする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ・ 参加者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペの参加に要する経費は、すべて参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ・ 参加資格確認申請書及び添付資料に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ・ 参加資格を満たしている者であっても、不正または不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) コンペスケジュール（予定）

4月10日（水）	質問票の提出期限
4月15日（月）	質問に対する回答期限
4月18日（木）	参加資格確認申請書の提出期限
4月30日（火）	企画提案書等の提出期限
5月上旬～中旬	企画提案審査
5月中旬	企画提案審査結果の通知
5月下旬～	契約締結

【様式1】

岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部福祉課あて

会社名等	
担当部門	
担当職・氏名	
メールアドレス	
TEL	
FAX	

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容
1			
2			
3			
4			

〔留意事項〕

- 資料名称の欄には質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
- 提出期限内に提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- 原則として電子メールで送付のこと。（アドレス：BI0002@pref.iwate.jp）
- 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式2】

令和 年 月 日

岩手県沿岸広域振興局長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

企画コンペ参加資格確認申請書

「令和6年度さんりく結婚応援支援事業業務」に係る企画コンペに参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、「企画コンペ実施要領」の「2 コンペ参加者の資格要件等」に定める次の内容について虚偽がないことを誓約します。

記

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- 5 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 7 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 8 7に定める期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 9 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式3】

会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去3年間の受託事業の実績（主なもので可。パンフレット等でも可。）	発注者	受注事業内容（受注年、受注内容）
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	FAX	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、これに替えることができるもの。

【様式4】

企画コンペ参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県沿岸広域振興局長 様

「令和6年度さんりく結婚応援支援業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、企画コンペ参加届出書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

